

会員各位

2024年6月吉日

株式会社シグマネットワークス

規約改定のご案内

会員の皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、TC-webΣでは、各種法令との整合性を図ることを目的として、ストックワンプライス取引規約の一部を改定させていただきますのでご案内申し上げます。つきましては、下記の改定内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。
今後もより一層サービス向上に努めて参りますので、会員の皆様には、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

記

【施行日】

2024年7月1日(月)

【主な改定内容】

- ・法令との整合性をとることを目的とした「名義変更期限」に関する変更
- ・「現在登録証明手数料」の変更(現在 10,000円 → 改定後 3,000円)

◆ストックワンプライス取引規約

	改定後	改定前
	第1章総則 第2条(規約) 1. 会員はストックワンプライス取引規約(以下「本規約」といいます)及びこれに付随する諸規定、 法令等 を遵守しなければなりません。	第1章総則 第2条(規約) 1. 会員はストックワンプライス取引規約(以下「本規約」といいます)及びこれに付随する諸規定を遵守しなければなりません。
	第4章代金決済/譲渡書類 第19条(書類の完備) 6. 掲載車両情報に登録番号が明示されたものは 移転登録 扱いとして処理します。但し、車両検査の有効期限満了日が 別に定める譲渡書類の有効期限以内のもの については、車両検査の継続のために必要な書類を完備するものとします。	第4章代金決済/譲渡書類 第19条(書類の完備) 6. 掲載車両情報に登録番号が明示されたものは 名義変更 扱いとして処理します。但し、車両検査の有効期限満了日が 名義変更期限以内のもの については、車両検査の継続のために必要な書類を完備するものとします。
	第4章代金決済/譲渡書類 第24条(差し換えペナルティ) 3. 有効期限の失効による差し替えを依頼する場合、原則として車庫証明の写しを添付するものとし、落札店は受領日を含む7日以内に名義変更を行うものとします。 4. 譲渡書類の有効期限が不足または 成約日の翌月末に満たない 、かつ、その旨が掲載車両情報に明示されていない場合、差し替え または別に定める書類有効期限不足 ペナルティの対象とします。	第4章代金決済/譲渡書類 第24条(差し換えペナルティ) 3. 有効期限の失効による差し替えを依頼する場合、原則として車庫証明の写しを添付するものとし、落札店は受領日を含む7日以内に名義変更を行うものとします。 4. 譲渡書類の有効期限が不足または 名義変更より短く 、かつ、その旨が掲載車両情報に明示されていない場合、差し替え もしくは別に定める早期名変 ペナルティの対象とします。
本則	第4章代金決済/譲渡書類 第26条(名義変更) 1. 落札店は 法令等の定めるところに従い 移転・抹消等の登録手続を完了し、その旨をΣに届け出るものとします。 2. 完了に関する届け出は、別に定める期限までに自動車検査証の写しに掲載番号を記入して提出するものとします。提出後は会員の責任においてΣに対し到着を確認しなければならず、確認がない場合は届け出がないものとみなします。 3. 名義変更の手続きが正常に履行されない場合、落札店の許可を得ることなくΣの判断により一時的に名義変更等の手続きをとることができるものとし、その費用については落札店の負担とします。 なお、 名義変更の完了が遅延した場合 のペナルティについては別に定めるところによります。 4. 軽自動車の税止め処理は落札店の責任により行うものとします。	第4章代金決済/譲渡書類 第26条(名義変更) 1. 落札店は Σが別に定める期限までに 移転・抹消等の登録手続を完了し、その旨をΣに届け出るものとします。 2. 完了に関する届け出は、別に定める期限までに自動車検査証の写しに掲載番号を記入して提出するものとします。提出後は会員の責任においてΣに対し到着を確認しなければならず、確認がない場合は届け出がないものとみなします。 3. 名義変更の手続きが正常に履行されない場合、落札店の許可を得ることなくΣの判断により一時的に名義変更等の手続きをとることができるものとし、その費用については落札店の負担とします。 なお、 名義変更の遅延 ペナルティについては別に定めるところによります。 4. 軽自動車の税止め処理は落札店の責任により行うものとします。

書類細則	譲渡書類の定義 全国で新規・移転・抹消登録可能な 譲渡書類 及び自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託証明書、継続検査用納税証明書（車検満了日が名義変更期限内の場合）	譲渡書類の定義 全国で新規・移転・抹消登録可能な 書類 及び自動車損害賠償責任保険証明書、リサイクル預託証明書、継続検査用納税証明書（車検満了日が名義変更期限内の場合）
	9.書類有効期限不足ペナルティ	9.早期名義変更ペナルティ
	落札店が書類有効期限不足を承諾した場合 1万円	落札店が期限不足の譲渡書類を承諾した場合。 1万円
	11.名義変更期限 法令等の定めるところに従い完了すること。	11.名義変更期限 ・成約日の翌月末日まで、もしくは書類有効期限（出品票記載の場合のみ）のどちらか短い日までに完了すること。 ・名義変更コピーの提出期限は、名義変更月の翌月5日までとする。
	16.名義変更完了通知期限 ・成約日の翌月末日まで（登録車で抹消した場合は抹消登録月の同月末日まで）、もしくは掲載車両情報の譲渡書類有効期限（出品票に記載の場合のみ）までとする。	新設
	17.現在登録証明手数料	16.現在登録証明手数料
	名義変更完了通知期限までに落札店より、自動車検査証等名義変更完了を明らかにする書類のコピーがΣに提出されない場合 3千円/件	期限までに落札店より移転登録等のコピー提出がない場合 1万円/件
	18.名義変更の完了が遅延した場合のペナルティ	17.名義変更ペナルティ
	成約日の翌月末または掲載車両情報に記載の譲渡書類有効期限を超えた場合 1万円	名義変更期限を超えた場合 1万円
	以後7日遅延毎 1万円	名義変更済コピーの提出が名義変更期限日の翌月5日を超えた場合 1万円
	28日を超え遅延した場合 5万円	名義変更済コピーの提出が以後7日遅延毎 1万円
	名義変更遅延により新年度の自動車税課税通知が旧名義人に行われた場合 1万円	名義変更済コピーの提出が名義変更期限日の翌月5日より28日を超え遅延した場合 5万円
		名義変更遅延により新年度の自動車税課税通知が旧名義人に行われた場合 1万円
		落札店が税止め処理を行わず、新年度の自動車税課税通知が旧名義人に行われた場合 1万円
		※軽自動車が現在登録証明を取得できないことから、乗用車との併用運用を分離（項番18、19）
	19.名義変更完了通知義務違反ペナルティ（軽自動車）	新設（分離）
	成約日の翌月末日また掲載車両情報に記載の譲渡書類有効期限までに、自動車検査証等名義変更完了を明らかにする書類のコピーがΣに提出されない場合 1万円	
	落札店が税止め処理を行わず、新年度の自動車税課税通知が旧名義人に行われた場合 1万円	
	20.障害者減免登録 都道府県により違いがあるため、県税事務所に確認したうえで処理する。	19.障害者減免登録 都道府県により違いがあるため、県税事務所に確認したうえで処理する。

以上

【本件に関するお問い合わせ】
株式会社シグマネットワークス
TEL:03-6757-7800